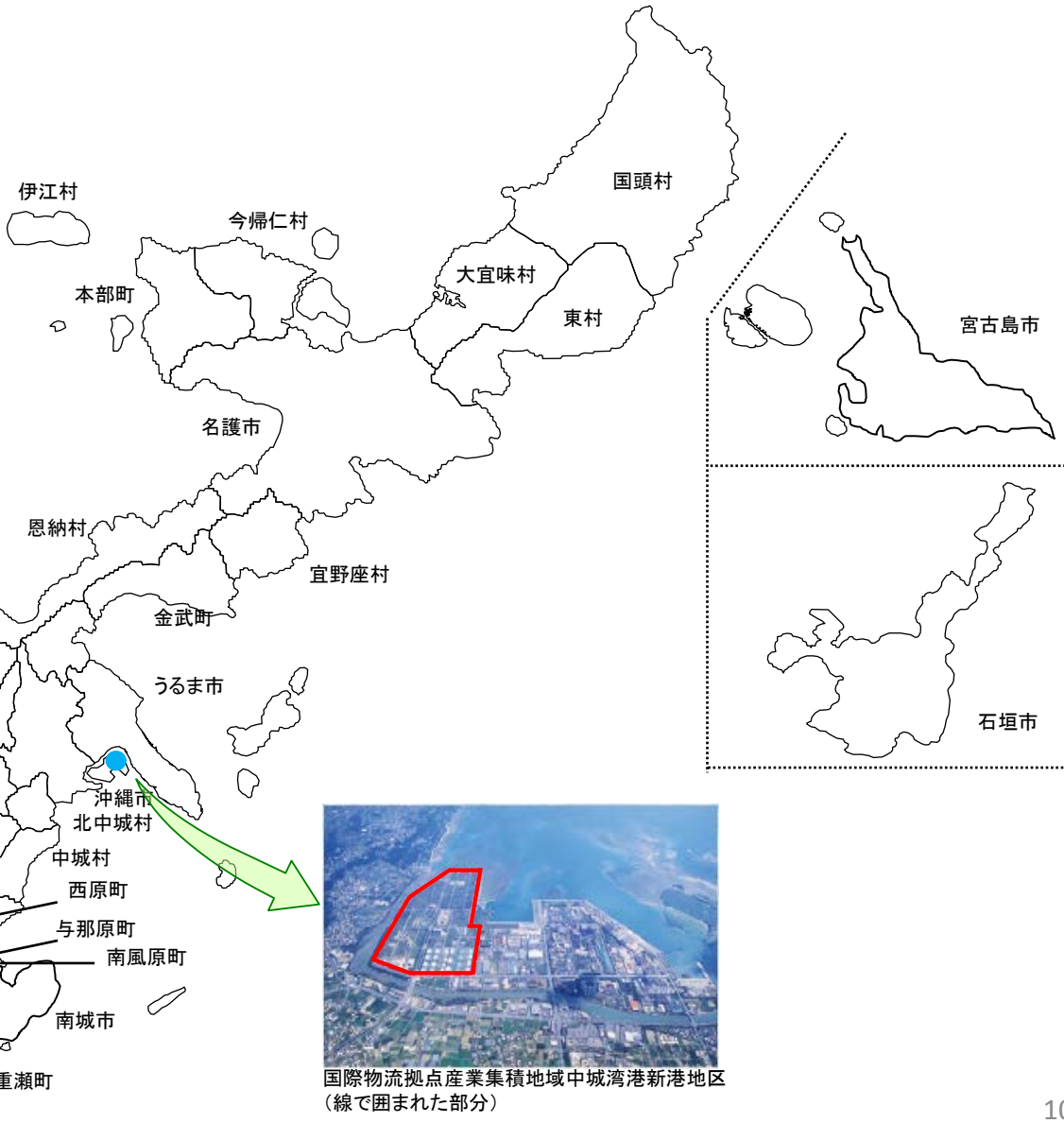


国際物流拠点産業集積地域に指定されている地域・地区

地域	対象地域	指定の日	指定方法
国際物流拠点産業集積地域	那覇地区	S62. 12. 9(注)	主務大臣による指定
	中城湾港新港地区	H11. 3. 31(注)	
	那覇空港地区	H25. 2. 8	
	那覇港地区		

注 旧自由貿易地域、旧特別自由貿易地域であり、H24.4.1付けで国際物流拠点産業集積地域に指定されたとみなされている。



那覇市内の国際物流拠点産業集積地域
(線で囲まれた部分。左から那覇空港地区、那覇地区、
那覇港地区)



国際物流拠点産業集積地域中城湾港新港地区
(線で囲まれた部分)

以前、金融業務特別地区に指定されていた地域・地区

地域	対象地域	指定の日	指定方法
金融業務特別地区	名護市	H14. 7. 10	主務大臣による指定

